

業務妨害罪(威力業務妨害罪、偽計業務妨害罪)

【刑法第 233 条(信用毀損及び業務妨害)】

虚偽の風説を流布し、または偽計を用いて、人の信用を毀損し、またはその業務を妨害した者は、3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処する。

業務妨害罪の要件は、人の業務を妨害することです。

「人」は自然人だけではなく、法人その他の団体も含まれます。

「業務」とは、職業その他社会生活上の地位に基づいて継続して行う業務のことです。会社や店の営業活動が典型的な業務ですが、営利目的の活動に限られません。

「妨害」は、実際に人の業務を妨害することではなく、妨害するおそれがある行為で足りるとされています。妨害するおそれがある行為をすれば、実際は被害者の業務に何ら影響が生じなかった場合でも業務妨害罪が成立します。

業務妨害罪には①威力業務妨害罪と②偽計業務妨害罪の 2 つがあります。

「威力」で業務を妨害するのが威力業務妨害罪、「虚偽の風説」または「偽計」で業務を妨害するのが偽計業務妨害罪です。

別の言い方をすると、被害者に圧力をかけて業務を妨害するのが威力業務妨害罪（客観的にプレッシャーを受けるような行為であれば、実際にプレッシャーを受けていなくても威力にあたります→集団によりプレッシャーをかける等）、それ以外の方法（虚偽の風説を流布したり、偽計を用いること）により業務を妨害するのが偽計業務妨害罪です。

「虚偽の風説」とは客観的な真実に反することをいい、「流布」とは不特定または多数の人に伝わることを言います。加害者が不特定多数の人に直接伝える必要はなく、順次、伝わっていった結果的に不特定多数の人に広まる場合も「流布した」とされます。

「偽計」とは威力以外の不正な手段を用いることです。人を欺いたり、錯誤や不知を利用したり、誘惑したり、策略を講じることなどです。

威力業務妨害罪も偽計業務妨害罪も時効は 3 年です。

また、これらの犯罪は民事の不法行為にもあたります。民事の時効は被害者が損害と加害者を知ったときから 3 年または妨害行為のときから 20 年です。

2023.09.15

